

両城小学校のきまり

(生徒指導規程)

呉市立両城小学校

第1章 総則

(目的)

両城小学校生徒指導規程は、次の目的で定めるものです。

- 児童のみなさんが安心・安全に、また、学校内外を問わず規律ある豊かな生活を送るため
- 一人一人が自分から間違いを直そうとする正しい心を持ち、充実した学校生活を送るため
- 将来、中学校へスムーズに移行するとともに、立派な社会人に成長するため

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

- ①登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- ②午前8時15分までに登校する。
- ③下校時刻は、原則低学年午後2時40分、中、高学年午後3時30分とする。
- ④防犯ベル又は、笛を携帯する。
- ⑤欠席・遅刻・早退する場合は、午前8時15分までに保護者が学校に連絡する。

(服装・髪型・持ち物等)

- ①学習や運動に適した活動しやすく、安全で派手でない服装をする。
登校後、左胸に名札を付ける。
- ②学習の妨げにならない髪型とし、髪染め、パーマは禁止する。
髪留めやゴムは安全で派手でないものとする。
- ③学習に必要なもの、危険なもの、お金、携帯電話の学校への持ち込みを禁止する。
- ④化粧や装飾・装身具（マニキュア・ピアス・指輪・ブレスレット・ミサンガ等）の着用をしない。

※違反があった場合、本人に指導するとともに保護者に連絡（家庭訪問）し、指導を行う。

※学習に必要なものを持って来ていた場合は、学校で一時預かり、保護者に返却する。

預かる期間は学校が判断する。

(器物破損)

- ①学校内の施設、設備、器物を破損した場合は、すぐに担任の先生または教頭先生に届け出る。
 - ②原則として破損者が全額弁償とする。
- ※器物破損があった場合は、本人に指導するとともに、担任が保護者に連絡する。

(学習・生活)

- ①授業の始まり・終わりは号令に従って挨拶をする。
- ②発言するときは、まっすぐ手を挙げ、名前を呼ばれたら「はい。」と大きな声で返事をして立つ。聞くときには話す人の方を向く。
- ③授業中に私語をしない。
- ④チャイムの合図やきめられた時刻を守る。
- ⑤相手を大切に丁寧な言葉遣いや呼び方をする。
- ⑥進んで気持ちのよい挨拶や返事をする。
- ⑦廊下や階段は右側歩行をする。
- ⑧大休憩と昼休憩は天候が悪い時は除いて、外遊びをする。

第3章 校外での生活に関すること

(帰宅時刻など)

- ①午後5時までに家に帰っておく。
- ②校区外に子どもだけで行かない。
- ③外出するときは、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。
- ④知らない人の誘いに乗ったり、ついて行ったりしない。「いか・の・お・す・し」

(自転車など交通安全)

- ①交通ルールを守る。
- ②自転車の乗り方のきまりを守る。
(1・2・3年生は、子どもだけで道路で乗らない。4年生は、交通安全教室終了後から道路で乗ることができる。)
- ③校庭で自転車に乗らない。
- ④自転車に乗るときはヘルメットの着用をすすめる。

(遊び)

- ①危険な場所で遊ばない。(川、海岸付近、踏切近く、工事現場、道路等)
- ②危険な遊びをしない。(火遊び、エアガン等危険なものを使った遊び、ローラーブレード、線路上の置き石等)
- ③運動場や路上で、飲食をしない。
- ④運動場で金属バット、木製バット、硬いボールで遊ばない。
- ⑤空き家や留守の家に入出入りしない。
- ⑥お金の貸し借りやおごったりおごられたりしてはいけない。物の交換をしてはいけない。

第4章 特別な指導に関すること

- 次のような問題行動を起こした児童に対して教育上必要と認められた場合は、再びこのような問題行動を起こさないために自分自身を振り返り、生活を改善していくために特別な指導を行う。

(特別な指導を行う場合)

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関すること
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ 家出・深夜徘徊・暴走族への加入
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為 (煙草,ライター等所持)
- ② いじめ
- ③ 落書き
- ④ 授業妨害・授業放棄・カンニング等
- ⑤ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑥ 指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑦ その他, 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の内容・方法)

- ① 特別な指導は別室で行い, その後担任, 生徒指導担当等が保護者に連絡し, 学校へ来ていただいて話し合いをする。
 - ・ 事実経過と指導方針を確認する。
 - ・ 三者(学校・保護者・児童)で指導と改善を約束する。
 - ・ 必要に応じて, 関係諸機関(教育委員会・警察等)と連携する。
- ② 担任・生徒指導担当等で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- ③ 特別な指導では, 反省すべきことと今後の生活のあり方について反省文を書く。
- ④ 指導期間は, おおむね1日から3日とする。ただし, 問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。
- ⑤ 再発防止に向け, その後も児童の様子を十分観察し, 保護者と共通理解・連携を図り, 生活改善への取組を行う。

令和3年4月1日 一部内容改訂